

特定用途制限地域内の建築物の用途制限 ○:建てられるもの ×:建てられないもの		居住環境保全地区	自然環境共生地区	産業業務地区	幹線道路沿道地区	備考
店舗等	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	○	○	○	店舗等の床面積とは日用品販売、物品販売とした小売業、飲食店の用に供される床面積をいう 小売業を行うための店舗、床面積は大規模小売店舗立地法の解説による
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1500㎡以下のもの	×	×	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡を超えるもの	×	○	○	○	
遊技場・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	その他不特定多数を集客する遊技場施設を含む
	カラオケボックス等	×	○	○	○	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	
	キャバレー、特定遊興飲食店営業に供する施設等	×	×	×	×	特定遊興飲食店営業とは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による施設
大規模	劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、車券売場、勝船投票券発売所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	
工場・倉庫等	倉庫業倉庫	×	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	×	○	○	○	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50㎡以下	①	○	○	○	①作業場の床面積合計50㎡以内の自家販売のための食品製造業を営むパン屋・米屋等で原動機出力合計≤0.75kwに限り建築可能
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	○	○	○	工場とは建築基準法別表第二の(に)(へ)(と)(り)(ぬ)に掲げるもの
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがややある工場	×	○	○	○	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場	×	○	○	○		
自動車修理工場	×	○	○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画決定が必要				

トイレ、廊下等に供する部分は床面積の制限の対象に含まないものとします。ただし、間仕切り等で区分されていないものは制限の対象とします。また、用途が共用される多目的室などの床面積については複数の用途において床面積が大きい方に属するものとし、属する用途の面積が同等の場合は、共用する床面積は按分することとします。